

## 鳥取県告示第 748 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 4 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字宇波字迎山803の1、803の2、806から808まで、字大栗谷811、814から817まで、820の1から820の5まで、820の7から820の9まで、824、826の1、826の2、827、字田子谷828、831、836、837、839、840、844、字竹ノ上エ848の1、848の3、848の4、字迎谷856、861、863、879の1、879の2、882、883の2、字スケノ平939、942、951、952、953の1から953の3まで、953の5から953の9まで、953の11から953の14まで、字荒神谷960から962まで、963の1、963の2、字宮ノ津へ964の1、964の5、964の7、字ツヅラ平968の1、968の2、968の4、字赤谷奥982、987、988、993、994、998、999の1、字宇津ノ小谷1010、1011、1015の1、1015の2、1016から1018まで、1020、1023、字小宇津ノ小谷1046の1、1046の2、1048の1から1048の3まで、1050、1051の1、1051の2、1052、字以後谷1055の1、1059、1060、1063、1064、1067から1074まで、1076、字猪ノ谷1078から1080まで、1084、1086、1087、1090、1092、1093、1095、1098から1101まで

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)